

令和4年5回

君津市農業委員会議事録

令和4年5月9日（月）

令和4年5回君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年5月9日（月）午後2時00分から午後2時50分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 5号から議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第14号から議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第17号から議案第19号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第7 報告第20号 令和4年度第1次農用地利用集積計画について

日程第8 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番 鈴 木 郁 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

4番 小笠原 武 男

5番 笹 木 幸 恵

6番 宇 野 真 弘

7番 神 子 純 一

8番 石 橋 定 雄

9番 真 板 徹

10番 田 丸 三 郎

1 1 番 鳥 海 純 次

1 3 番 鈴 木 清

1 2 番 江 澤 康 雄

1 4 番 粕 谷 定 嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	永田 聡
事務局次長	永嶌 一環
主任主事	江澤 俊太
主任主事	白石 勇一
経済環境部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

御苦労さまでございます。

今年のゴールデンウィークは、事前の予報よりもむしろ予報の内容がよかったんじゃないかということで、いろいろニュースとか見ておきますと、首都圏のスポーツイベントやいろんなイベントもあり、そしてまたテーマパークとか、大変な人出のようで、3年ぶりということになりますか、人は相当動いたなど。お金も動いたんじゃないかなど。いろいろ話を聞いておりましたけれども、やっぱり、今までお金使えなかったから大分使ったというリポートが結構ありましたけれども、いい意味で過ぎてくれればなというふうに思っています。

その間ですが、米農家にとりましては、年に1度の大変忙しい、そして大事な植付けの時期でございました。ほぼほぼ田植も終わったのかなという感じにお見受けをしております。米価につきましては、昨年から若干引きずるものがあるかもしれませんが、そうした中でも米の消費自体年間10万トンずつ減るそうですから、よほど努力しないと在庫米が増えちゃうということ、すなわち、米価が安くなるという原因になるわけですが、そうした中でも努力をされて、米を加工して、角度を変えて消費の拡大をとすることは、より必要になるのかなというような事を考えながら今日は来た次第でございます。

今後ともより一層の努力、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、総会のほうに進めたいと思います。よろしくお願います。

◎諸般の報告

永田事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局のほうから御報告申し上げます。

本日、御審議いただく予定でした議案第4号につきましては、取下げ願がございましたので、令和4年第5回君津市農業委員会総会議案から削除いたしますので、よろしくお願いたします。

それともう1点、申し訳ございません。訂正のほうをさせていただければと思います。

皆様にお配りさせていただきました議案書4ページの議案第13号ですけれども、こちらのほう、95番1の面積でございますけれども、856平米のうち、0.23平米となっておりますけれども、こちらのほうですが、0.22平米が正しくなっておりますので、こちらのほう訂正

のほうをさせていただければと思います。そうしますと、合計で3,115平米のうち0.33が正しい数字になりますので、この場をお借りしまして訂正のほうをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、総会のほうに入らせていただきます。

会長、よろしくをお願いいたします。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 それでは、開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第5回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

6番、宇野真弘委員、7番、神子純一委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第12号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第3号及び第5号ないし第12号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

下湯江地先の畑2筆、面積401平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた8,104平方メートルの農地の経営をし、農機具は耕運機、刈払い機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第2号及び第3号については、譲受人が同一のため一括して説明します。

議案第2号は、清和市場地先の田1筆、面積494平方メートル、議案第3号は、清和市場地先の田1筆、面積363平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第2号及び第3号の譲渡人は経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は市外に在住ですが、君津市内において下限面積を超えた2万6,591平方メートルの農地を経営しており、全て管理できていることを確認しております。農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、軽トラック、ハンマーナイフを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。次に、議案第5号について説明します。

長谷川地先の田5筆、畑5筆、面積5,640平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万346平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

浦田地先の田1筆、面積1,372平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相手方の申出によるため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万3,840平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号について説明します。

浦田地先の田2筆、面積2,707平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相手方の申出によるため、譲受人は農業経営の規模拡大のため

です。

許可基準として、下限面積を超えた7,020平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、田植機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第8号について説明します。

山滝野地先の田1筆、面積367平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のため

です。許可基準として、下限面積を超えた1万3,274.98平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第9号及び第10号については譲受人が同一のため、一括して説明しま

す。議案第9号は、大戸見地先の田1筆、面積800平方メートル、議案第10号は、大戸見地先の田2筆、面積724平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第9号及び第10号の譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万6,414.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、ユンボ、草刈り機、運搬車を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第11号及び第12号については、譲受人が同一のため一括して説明しま

す。議案第11号は、豊田旧野中地先の田1筆、面積1,770平方メートルを使用貸借、議案第12号は、豊田旧野中地先の田1筆、面積942平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第11号の貸主は機械等がなく経営できないため、議案第12号の譲渡人は居住地が遠く耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、本申請地と合わせて下限面積を超えた3,674平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、2番、鮎川委員からお

願います。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案1号について説明します。

申請内容については、今事務局の説明のとおりです。

申請場所は別冊1ページを御覧ください。

君津モータースクール前の道路を富津方面に進み、80メートルほど行ったY字路を左方向に進み、法巖寺を過ぎて300メートルほど行き、右に入ったところが申請地になります。

今回の申請地は、令和3年10月に同一譲受人が農家住宅を造るために申請した場所のすぐ隣になり、その申請の際に、同時に今回の申請も予定しているということをおっしゃっていました。今回の電話で譲受人に申請内容を確認し、さらに現地を再度確認いたしました。現地は既に農家住宅の建築が始まっており、今回の申請地も草刈り等がされ、管理された状態でした。

特に問題ないかと思えます。御審議をよろしく願います。

議長 続きまして、議案第2号ないし第3号について、7番、神子委員から願います。

神子委員 7番、神子です。

議案第2号の現地調査の結果について、御報告します。

詳細につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。

申請の場所ですが、別冊2ページをお開きください。

清和地区の清和市場地先にある諏訪神社の付近です。5月2日9時頃、譲渡人の〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇さん、現地でお会いし、お話を聞きました。譲渡人の方は、40年近く稲作、野菜を中心に農業をやってきましたが、この五、六年前から有害鳥獣、特に猿、猿害がひどく、そのため、その対策も限界になったため、以来、遊休農地のまま草刈りだけはしてきたということでした。一方、譲受人の方は、奥さんと2人で稲作、野菜を中心にこれまで農業をやってきましたが、さらに、規模拡大を目指しておるとのことです。

有害鳥獣対策も、網を中心にその環境に適した独特な方法があるということでは言っていましたけれども、その網を中心にした有害鳥獣対策、これを試みたいとのことでした。

特に問題はないと思えますので、よろしく御審議くださるよう願います。

続きまして、議案第3号の現地調査の結果について、御報告します。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所は、同じ、別冊2ページなんですけれども、ただいまの2号議案に隣接した農地

でありまして、移動することもなく譲渡人の方と譲受人の方からお話を聞きました。

譲渡人の方は、稲作を中心として、兼業農家ですけれども、これまで三十数年やってきたと。やはり猿害による被害でこの五、六年は耕作もせず、遊休地のまま草刈りだけはしっかりしてきましたと、こういうことでした。

一方、譲受人は、2号議案の所有する農地と隣接しているなど、非常に利便性があるということで、今回、こういうことになったんですけれども、さらに猿害対策も2号議案と同じように併せてできるとのこと。さらに規模拡大につながるということで、こういったものも一生懸命やってみたいと、こういうことでした。

特に問題ないと思われまますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第5号について10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案5号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局が説明のとおりです。

4月28日、譲受人の代理人の方に連絡を取りまして、現地を回って話を伺いました。場所ですけれども、別冊4ページを見てください。

中央の道路は加茂木更津線です。左に行けば小櫃の味楽園方面になります。

申請内容は、田5筆、畑5筆ですが、現在耕作されているのは下の御腹川沿いの田2筆だけです。道路脇は譲受人の実家ですが、現在は空き家になっております。残りの田畑ですが、荒れていて耕作ができる状態ではありませんでした。譲渡人は遠方で高齢のため管理できないので、譲受人に贈与するための申請です。また、譲受人はこれから草刈り等をして管理をするとのことでした。

特に問題はないと思われまます。よろしく御審議、お願いいたします。

議長 続きまして、議案第6号ないし第7号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番江澤です。

議案6号について、現地調査の結果について、説明をいたします。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

4月25日、現地で譲受人と代理人と会いました。

場所は別冊資料5ページにあります。

久留里街道から右に500メートル入った田です。

譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のため、今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

続いて、議案7号について、現地調査の結果について説明します。

詳細はただいま事務局からの説明のとおりです。

4月26日、代理人と現地で会い、話をしました。

場所は別冊資料5ページにあります。

久留里街道から右に2,500メートルぐらい先の久留里線の踏切を渡り、200メートル先の左の2枚の田です。

譲渡人は高齢で離農しているため、譲受人は農業経営の規模拡大のため、今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第8号ないし第10号について13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第8号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙6ページを御覧ください。

中央に蛇行しているのが小櫃川でございます。

4月30日におきまして話を聞いて、地図だと山滝野自治会館から、下のほうに下りて行って、ちょうど10分ぐらいですか、道路の隣にあります。今、小櫃410号という道路を工事してまして、このちょうど脇にあります。

譲渡人は高齢であり、農地を手放したいということでありまして、引受人は自宅に近く、隣接も自分の農地でありまして、耕作ができるということでありまして、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

続いて、議案第9号、10号について説明します。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙7ページを御覧ください。

中央に蛇行しているのが小櫃川であります。上のほうの左側にかずさあけぼの園がありまして、そこからちょうど道なりと言っても、ちょっと道がよく分からないですけれども、1.5キロぐらい下ったところとその申請地でありまして、5日の日に伺いまして、引受人と

お話ししました。譲渡人は電話で伺いましたので、引受人は農地を拡大したいということで、毎回申請が出ているような現状でありまして、特に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 続きまして、議案第11号ないし第12号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号11号について、説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊8ページをお開きください。

図面の上から下に国道465号線があり、また、右上隅にJR久留里線上総亀山駅があります。右下のグレーに塗り潰してあるのが亀山ダムです。申請地はこの国道の上総亀山入口から800メートルほど入ったところに位置しています。

4月29日、代理人と現地において申請内容について確認いたしました。現地は水田として耕作されていました。貸主は農機具等がなかったために、借主に対し以前から水田として業務を委託しておりましたが、このたび使用貸借として権利を設定するとのことでした。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願い致します。

続いて、議案番号12号について説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊8ページをお開きください。

議案番号11号の場所から700メートルほど奥に入った場所に位置しております。

4月29日、代理人と現地において申請内容について確認いたしました。

現地はキウイの果樹を栽培するなど、剪定などを行っており、きれいに管理されておりました。譲渡人は遠隔地に居住しており、管理が大変なことから処分するとのことでした。譲受人は農業経営の規模拡大のため取得するとのことでした。

特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第13号

議長 長 日程第4、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第13号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

中島地先の田2筆、面積3,115平方メートルのうち0.33平方メートルを営農型太陽光発電施設に一時転用し、3年が過ぎますので更新したいとのことです。

申請地は都市計画区画外で、農地区分は農用地区域内の農地となります。申請は継続して営農型太陽光発電施設を維持する一方で、営農形態はセンリョウ栽培に取り組んできましたが、思うような収益が得られないことから、作目をミョウガに変更し、収益を得る計画です。農地は水はけが悪いことから、培養土や馬ふん堆肥を投入することにより、排水性を改善してきたので、継続することで排水性の改善を進めてまいります。

申請人は、ミョウガ栽培歴が10年あり、通常野立ての太陽光発電施設の下においてもミョウガを栽培し収穫しているとのことです。また、申請人がミョウガを栽培するに当たり、知見者から意見書が提出されております。栽培技術について問題はないとされています。

なお、知見者は富津市の認定農業者で、現在は富津市農地利用最適化推進委員を務めており、自身もミョウガの栽培実績があるとのことです。

以上です。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第13号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第13号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は別冊9ページを御覧ください。

J Aのライスセンターの西方約1キロメートル付近の田んぼであり、現在は太陽光発電を設置しており、4月28日に行政書士と現地の立会いをしました。立会人は、今回は太陽光の下でミョウガを栽培していくとのことで、何ら問題ないと思われますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第14号ないし議案第16号

議長 日程第5、議案第14号ないし第16号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第14号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

大井地先の畑1筆、面積918平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、作地である申請地、太陽光パネル308枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで、造成は行いません。用水は該当なしで排水は雨水のみで自然浸透とし、汚水、雑排水は該当はありません。

工事中は立て看板を設置し、隣接道路等への通行に十分注意を払います。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第15号について御説明いたします。

後ほど、議案19号においても御説明いたしますが、末吉地先の田1筆、面積435平方メートルを所有権移転により駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地は譲受人が経営する事業の従業員の駐車場に転用したいとのことです。

用水は使用しません。雨水は自然浸透をさせます。

整備時に、周辺農地への作付等に十分配慮するとともに、粉じん、防音等の防止に最善の注意を払います。整備後は周辺農地に通風、日照等で営農阻害しないように考慮し、農業用水路へ土砂が流出しないよう十分配慮します。

議案第16号について説明いたします。

長谷川地先の畑1筆、面積178平方メートルを使用貸借により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。申請地を含めた敷地面積221.13平方メートル、建設面積75.96平方メートルの専用住宅に転用したいとのことです。

譲受人と譲渡人は親子関係であり、転用面積を超える43.11平方メートル分の敷地は隣接の譲渡人の宅地を利用します。

用水は市水道、雨水は既存の排水施設より市道側溝へ放流します。汚水は合併浄化槽で処理の上、既設排水施設より市側溝へ放流します。

工事中は現場責任者を配置し、施工後はこの事業のために地域と問題が生じたときは責任を持って解決すると説明がありました。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第14号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第14号議案について説明します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊10ページを御覧ください。

地図の左側に天照大神社とあります。そこからほぼ真ん中、中央をずっと上っていくよう

なふうに道が描いてありますが、これがアカデミア方面へ向けての道となりますが、そこを1キロ余り上ったところを右折し、下ったところに議案の場所があります。

4月28日、11時に代理人の方とお会いし、現地の確認と聞き取り調査をしました。

現地は草が少し伸びていましたが、おおむねきれいになっていました。また、とても静かな場所です。また、すぐ上の2か所も太陽光発電になっていて、今回と同じ会社が手がけているものです。そこも定期的に除草作業がされているようできれいになっていました。また、パネルの角度ですが、周囲への影響などを考え、傾斜角5度と、ほぼ真上に向けるとのことでした。

特に問題ないと思われませんが、よろしく御審議のほどお願いします。

議長 続きまして、議案第15号ないし第16号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案15号、16号、続けて説明いたします。

議案15号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

4月27日、譲受人の代理人の方に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

場所ですが、別冊3ページを見てください。

バイパス中央に味楽園があります。ここの信号を右折して2キロぐらい行きまして、〇〇〇の裏側が申請地になります。

譲渡人は、昭和56年に専用住宅用地として、農地転用許可を得ましたが、会社の転勤等で夢がかなわず、現在に至っております。高齢になり、建築を諦め処分をするとのこと。また、譲受人は工務店を営み、従業員が8名おりますが、駐車場はトラックや重機でいっぱい、所狭しの状態であります。今回、申請地の草刈り等をして整地をし、ここに従業員の駐車場を造るための申請です。

特に問題はないと思われまして、よろしく御審議をお願いします。

続きまして、議案16号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

4月29日、代理人の方に連絡を取りまして、譲渡しの方も一緒ですけれども、話を伺いました。

場所ですけれども、別冊4ページを見てください。

中央の道路は加茂木更津線になります。申請地は駒建材興業の反対側になります。

譲受人と譲渡人は親子です。譲受人は、今回家族でこのたび実家に帰ってくることに、

父親の家の脇の畑を借り、専用住宅を建てる計画であります。

申請地は、既に水道、電気、または排水等の設備が整っており、埋立てではなく、整地のみで宅地化することが容易であるためです。

特に問題はないと思われます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

なお、議案第15号につきましては、本日、審議予定の議案第19号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてと関連がございますので、議案第19号の審議後に採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第15号については、議案第19号の審議後に採決をいたします。

それでは、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は、許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は、許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第17号ないし議案第19号

議 長 日程第6、議案第17号ないし第19号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第17号について御説明いたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。

戸崎地先の畑 1 筆、面積 2,955 平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取事業に伴う駐車場として、令和 4 年 6 月 30 日まで許可を得ていましたが、令和 5 年 6 月 30 日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまでに被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第 18 号について御説明いたします。

寺沢地先の田 1 筆、面積 3,299 平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取事業に伴う作業所、山砂運搬用地として、令和 4 年 6 月 30 日まで許可を得ていましたが、令和 5 年 6 月 30 日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第 19 号について御説明いたします。

議案第 15 号に係る事業継承の案件で、譲渡人が、当初、自己の専用住宅を建設する予定で転用許可も得たため所有権を移転し、専用住宅建築のため敷地を擁壁や盛土で整備しましたが、会社の転勤等で夢がかなわず高齢になり、専用住宅を建築する資金の余裕もないことから、処分する次第です。

譲受人は隣接地で自営業を営み、従業員 8 名を雇用していますが、駐車場は詰め込みで、営業車両や重機も同じ場所に駐車しており、狭く危険であることから、駐車場の拡大が急務であります。

議案第 15 号で御説明したとおり、新たな譲受人が駐車場として転用するとの計画変更の申請でございます。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

議続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

ただいま、議案第19号が採決され、許可相当との意見となりましたので、議案第15号について、採決をいたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第20号

議長 日程第7、議案第20号 令和4年度第1次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第20号につきましては、2番、鮎川正幸委員、3番、水野徳子委員、10番、田丸三郎委員、11番、鳥海純次委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(2番 鮎川委員、3番 水野委員、10番 田丸委員、11番鳥海委員 退室)

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第20号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和4年度第1次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書 8 ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区 4 件、17 筆、1 万 1,863 平方メートル、小糸地区 1 件、1 筆、1,484 平方メートル、小櫃地区 24 件、102 筆、10 万 6,745.89 平方メートル、合計 29 件、120 筆、12 万 92.89 平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、今回はありません。

個別の案件につきましては、9 ページから 27 ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第 20 号に関する説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第 20 号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

2 番、鮎川正幸委員、3 番、水野徳子委員、10 番、田丸三郎委員、11 番、鳥海純次委員の入室を認めます。

(2 番 鮎川委員、3 番 水野委員、10 番 田丸委員、11 番鳥海委員 入室)

◎議案第 8 報告第 1 号ないし 14 号

議長 長 日程第 8、報告第 1 号ないし第 5 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 6 号ないし第 14 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの、報告第 1 号ないし報告第 14 号について、質問、意見等がございましたら、お願いたします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見等がないようですので、報告第 1 号ないし報告第 14 号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和4年第5回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第6回農業委員会総会は、令和4年6月3日金曜日に、5階大会議室にて開催の予定ですので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時50分)